

《法改正》

2019.2月1日～

新規格品発売開始！

Fall Arrest System

《安全带》から《墜落制止用器具》へ

① 高さにあった安全带を選びましょう

6,75m以上（建設業は5m）の高さは原則

フルハーネス着用！



※6,75m以下（建設業は5m）の高さは

胴ベルト型着用可能！

フルハーネス型は胴ベルト型と比べ落下距離が長くなる為、地面に到達する恐れがある！

高い場所と低い場所での作業が混在する現場では緊急ロック付きの巻取り式安全带を使用するなど選び方にも注意しましょう。

※フルハーネス型か胴ベルト型どちらを選ぶにいいのかも会社や現場、工事に係る事業所ごとに確認しましょう。

高さ **2m** 以上 安全帯着用義務



高所作業

低所作業

② 規格改正のスケジュール



フルハーネス型安全帯の原則使用は **2019年2月1日** から！
現行規格品の使用は **2022年1月1日** まで！

※新規格品の導入については各現場や会社によって異なりますのでご注意ください。

③ 新規格品と旧規格品の違い

基本的にはフルハーネス・ランヤード・胴ベルトなど、全てにおいて落下した際の衝撃を減らすための性能や強度がUPしています。フルハーネスではプラスチックのバックルからスチールのバックルになったり、ランヤードにおいてはショックアブソーバーがより衝撃を吸収できるように大きくなったりしています。

※新規格品については必ず「墜落制止用器具の規格適合品」とラベルに明記されます。